



留学・国際交流をサポート



海外の大学への留学や、高校生などの海外での国際交流活動を支援します。

■共通事項

- 対象 いずれも下記に加え、次の要件を全て満たす人が対象となります
- 日本学生支援機構の大学等奨学金予約家計基準適格性判定表による第1種奨学金受給資格を満たす
- 本人および保護者のいる世帯に市税の滞納がない
- 本人および保護者のうち1人が、本市に1年以上住所があり、引き続き市内に居住する
- ※大学生等留学支援については、修学のために転出している場合のみ、転出時の状況で判断します。

●選考 書類審査・面接

■必要書類

各募集要項と申込書は、各担当課・市公式ウェブサイトに配布します。

●配布開始日 大学生等留学支援事業↓3月25日(火)

高等学校等生徒国際交流支援事業↓4月1日(火)

大学生等留学支援事業

留学に奨学金を支給します。

●募集人数 6人

●対象者 国内の大学などに在籍し、留学先で意思の伝達ができ、学業成績が優秀な4月1日(火)現在25歳以下の人

●対象の留学 7月1日(火)～来年3月31日(火)に開始し、期間が3カ月以上で、次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①在籍する大学などの学生交流協定などによる留学
- ②留学先で取得した単位が、在

高等学校等生徒国際交流支援事業

国際交流活動に補助金を交付します。

●募集人数 5人

●対象者 高等学校などに在籍し、英語で簡単な日常会話ができ、過去に本市の姉妹都市交換学生事業に参加していない人

●対象の活動 次の全てを満たす活動

- 本年7月～9月に渡航する
- ホームステイまたは寮に宿泊
- 現地に5日以上宿泊し、4日以上語学研修がある

籍する大学などの単位として認められる留学

③在籍する大学などで専攻している学問の見識を深める留学

●奨学金支給額 留学先の国・地域に応じ、月額3万円～5万円 支給期間↓1年以内

●申し込み 4月1日(火)～30日(火)午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝を除く)に、申請書を持

参か郵送(必着)で教育委員会総務課(〒446-8501住所記載不要)へ

問▼教育委員会総務課

(☎)71-2253

●補助額 次の活動経費の2分の1 上限↓30万円

- 語学研修費用
- 1往復分の国際航空運賃
- パスポート取得手続きなどの諸費用
- 体験活動への参加費など

●申し込み 4月15日(火)～5月15日(木)午前8時30分～午後5時15分(土)(日)(祝を除く)に、申請書

を持参か郵送(必着)で市民協働課(〒446-8501住所記載不要)へ

問▼市民協働課

(☎)71-2218